

特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター 事業スタッフ報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人都岐沙羅パートナーズセンター事業スタッフ規程（以下「事業スタッフ規程」）第10条の規程に基づき、事業スタッフの報酬に関し、必要な事項を定める。

(報酬の定義)

第2条 この規程による事業スタッフ報酬とは、当法人が事業スタッフに対し、事業執行の対価として支払うものをいう。

(報酬の額)

第3条 事業スタッフの報酬は、時間給として計算する。

2 時間給は、その役割に応じ、次のとおりとする。

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 事業スタッフ | 1,500 円 |
| (2) 事業コーディネーター | 3,000 円 |
| (3) 統括コーディネーター | 4,200 円 |

(報酬の支払)

第4条 報酬の支払は、事業スタッフより従事時間簿及び作業日報の提出がなされ、理事会で内容の確認を行い、適正であると認めた場合にのみ行うものとする。

(給与の支払方法)

第5条 給与は、法令に基づいて控除すべき金額等を控除した残額を本人に支給する。

(委任)

第6条 この規則に定めるものの他、必要な事項は理事会が別に定めることができる。

附 則

1. この規程は、平成18年5月1日から施行する。

平成18年5月1日施行

平成22年4月1日改定